



第1回青森県受動喫煙等対策検討会における発言要旨



【資料1】

発言委員	発言内容
柗谷委員	今、県民が一丸となって健康寿命の延伸に努めている状況の中で 受動喫煙が生じることのないような環境整備を推進させていくことはとても重要だ 。ぜひ、 本県においても条例制定に向けた取組をしっかり行うというのはいかがか 。
久保園委員	喫煙が悪いことは重々知っているが、根本はたばこをやめさせることが基本なので、受動喫煙と喫煙対策を、その両方から攻めるというのが、おそらく県の考えだろう。 県の考え方、案については大賛成だが 、一般の方へのアナウンス、広報というものをかなりしつこいくらいにやらないと分かってもらえないのではないか。 県からのしつこいくらいの広報をお願いしたい 。
古川委員	もし、 条例制定までいくなれば、本当に県内の細かい対策も県の姿勢として打ち出せる のかなと思う。法で全部まかないきれない部分に関しては、まさに条例ならばこそ、 県の細やかな動きもできていくのかな と思う。
相馬委員	青森県内において法律以上に、なにかしらの特殊性があって、その独自性を出して対策を講ずることに蓋然性があるのか。特殊性があるのか ということが疑問である。判で押したようなかたちにならないようにしていただきたい。
井原会長	青森県のがん死亡率の高さ、その他の生活習慣病の問題、そして、喫煙率の高さを考えたとき、もう1つなにか条例なりガイドラインなりが必要なのかと強く感じている 。事務局は、今回の検討結果を踏まえて、方針を示してほしい。